

柴田学園 寄附行為

学校法人 柴田学園

# 柴田学園 寄附行為

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は学校法人柴田学園と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は事務所を青森県弘前市大字上瓦ケ町 2 5 番地に置く。

## 第 2 章 目的及び設置する学校

(目 的)

第 3 条 この法人は教育基本法及び学校教育法の規定に従い且つ設立者柴田やす建学の理想を体し学校を設立することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は前条に規定する目的を達するために設置する下記の学校を維持経営する。

- |              |        |        |         |
|--------------|--------|--------|---------|
| (1) 東北女子大学   | 家政学部   | 健康栄養学科 | 児童学科    |
| (2) 東北女子短期大学 | 生活科    | 保育科    |         |
| (3) 柴田学園高等学校 | 全日制課程  | 普通科    | 家政科 情報科 |
| (4) 柴田幼稚園    |        |        |         |
| (5) 東北栄養専門学校 | 栄養専門課程 |        |         |

## 第 3 章 役 員

第 5 条 この法人の役員の定数は下記の通りとする。

- (1) 理事 5 人以上 7 人以内
- (2) 監事 2 人

(理 事 長)

第 6 条 理事のうち一人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長を解任するときも、同様とする。

(理事の代表権の制限)

第 7 条 理事長たる理事以外の理事はすべてこの法人の業務についてこの法人を代表しない。

(理事長の職務の代理及び代行)

第 8 条 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは理事長のあらかじめ指名した他の理事が順次に理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う。

(理事の選任)

第 9 条

この法人の経営する学校の学長又は校長のうち理事となるものは一人とし理事総数の過半数の議決を以て選任する。

2 評議員のうちから選任する理事は理事総数の過半数の議決を以て一人を選出する。

3 前 2 項の規定により選任された理事以外の理事はこの法人に関係ある学識経験者のうちから理事総数の過半数の議決を以て選任する。

(監事の選任)

第 10 条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第 11 条 役員（第 9 条第 1 項の規定により理事となるものを除く。この条中以下同じ。）の任期は 4 年とする。但し  
欠員が生じた場合の補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまで尚その職務を行う。

(役員補充)

第 12 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第 13 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときには理事総数の 4 分の 3 以上の出席した理事会において理事数の  
4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の理由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(3) 学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

第 14 条 この法人の業務決定は理事会によって行う。

2 理事会は理事をもって組織する。

3 理事会は理事長が招集する。但し理事長は理事総数の 2 分の 1 以上の理事から会議に付議すべき事項を示  
して理事会の招集を請求された場合にはその請求の日から 7 日以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会の議長は理事長とする。

5 理事会は理事総数の過半数の出席がなければその議事を開き議決をすることが出来ない。但し書面をもつ  
て他の理事に委任したものは出席者とみなす。

6 理事会の議事は法令並びにこの寄附行為に特別の規定ある場合を除くほか理事総数の過半数で決し可否  
同数のときは議長の決するところによる。

7 前項の場合に於て議長は理事として議決に加わることが出来ない。

(監事の職務)

第 15 条 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内  
に理事会及び評議員会に提出すること。

(4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄  
附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告又は、理事会及び評議  
員会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

## 第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員)

第 16 条 評議員会は下記に掲げる 15 人以上 20 人以内の評議員をもって組織する。

(1) この法人の職員のうちから選任された者 6 人以上 8 人以内

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上のもののうちから選任された者 1人以上2人以内

(3) 理事 4人

(4) この法人に関係ある学識経験者のうちから選任された者 4人以上6人以内

(議長)

第17条 評議員の議長は評議員の互選とする。

第18条 私立学校法第42条第1項に掲ぐる事項については理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(議員の選任)

第19条 第16条第1号第2号及び第4号に規定する評議員は理事総数の過半数の議決をもって選任する。

2 第16条第1号及び第3号に規定する評議員は職員又は役員の職を退いたときに評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第20条 評議員の任期は4年とする。但し欠員の生じた場合の補欠の評議員の任期は

(1) 前任者の残任期間とする。

(2) 評議員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第21条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

## 第5章 資産及び会計

第22条 この法人の資産は下記の通りとする。

(1) 別紙財産目録記載の財産。

(2) 授業料・入学金及び受験料。

(3) 資産より生ずる果実。

(4) 寄附金及び補助金。

(5) その他の収入。

(財産の区分)

第23条 この法人の資産は分って基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産及び運用財産の区分は私立学校法施行規則第3条第2項の規定に基き別紙財産目録の区分に従うものとする。

3 寄附金については寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(財産の処分の制限)

第24条 基本財産はこれを処分してはならない。但しこの法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは理事の3分の2以上の議決をもってその一部に限り処分することが出来る。

(運用財産たる現金の運用)

第25条 運用財産のうち現金は確実な有価証券を購入するか確実な信託銀行に信託するか又は郵便貯金もしくは定期預金とするかして理事長が管理する。

(経費の支弁)

第 26 条 この法人の事業の遂行に要する経費は運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実・授業料・入学金・受験料その他の運用財産（不動産及び積立金を除く）をもって支弁する。

(予算)

第 27 条 この法人の予算は毎会計年度開始前理事長がこれを編成し理事会の議決を経なければならない。

(決算)

第 28 条 この法人の決算は毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に作成しこれにつき監事の意見を求めるものとする。

2 決算において剰余金があるときはその一部又は全部を運用資産中積立金に編入し又次会計年度に繰越するものとする。

3 理事会において決算を評議員会に報告する場合は監事の意見を添えなければならない。

4 この法人の資産総額の変更は毎会計年度末の現在により会計年度終了後 2 ヶ月以内に登記しなければならない。

## 第 6 章 解散及び寄附行為の変更

(残余財産の帰属者)

第 29 条 この法人が解散（合併及び破産の場合を除く）した場合における残余財産の帰属すべき者は他の学校法人その他教育事業を行うもののうちから理事会において選定する。

(寄附行為の変更)

第 30 条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは理事の 3 分の 2 の決議がなければならない。

2 寄附行為の変更は文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(公告方法)

第 31 条 この法人の公告はこの法人事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 32 条 この寄附行為施行について細則は理事会において定める。

この法人の寄附行為変更当初の役員は次の通りとする。

|     |   |   |     |
|-----|---|---|-----|
| 理事長 | 今 | 村 | 敏   |
| 理事  | 中 | 村 | 豊 弥 |
| 同   | 佐 | 藤 | 熙   |
| 同   | 原 | 田 | 博 公 |
| 同   | 玉 | 田 | 秀 造 |
| 監事  | 明 | 本 | 常 丸 |
| 同   | 斎 | 藤 | 弘 明 |

附 則

この寄附行為は文部大臣認可の日（昭和26年3月12日）から施行する

附 則

この寄附行為は文部大臣認可の日（昭和29年2月15日）から施行する

附 則

この寄附行為は文部大臣認可の日（昭和29年3月1日）から施行する

附 則

この寄附行為は文部大臣認可の日（昭和37年4月1日）から施行する

附 則

この寄附行為は文部大臣認可の日（昭和40年1月25日）から施行する

附 則

この寄附行為は文部大臣認可の日（昭和44年2月8日）から施行する

附 則

この寄附行為は文部大臣認可の日（昭和46年5月13日）から施行する

附 則

この寄附行為は文部大臣認可の日（昭和54年3月31日）から施行する

附 則

この寄附行為は文部大臣認可の日（昭和59年1月31日）から施行する

附 則

この寄附行為は文部大臣認可の日（昭和62年2月10日）から施行する

附 則7

この寄附行為は文部大臣認可の日（平成3年1月25日）から施行する

附 則

この寄附行為は文部大臣認可の日（平成4年4月15日）から施行する

附 則

この寄附行為は文部大臣認可の日（平成12年4月1日）から施行する

附 則

この寄附行為は文部科学大臣認可の日（平成15年4月1日）から施行する

附 則

この寄附行為は文部科学大臣認可の日（平成18年8月18日）から施行する

附 則

この寄附行為は文部科学大臣認可の日（平成24年8月24日）から施行する

附 則

この寄附行為は平成27年4月1日から施行する

附 則

この寄附行為は文部科学大臣認可の日（平成29年3月16日）から施行する。

附 則

この寄附行為は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は文部科学大臣認可の日（令和元年8月30日）から施行する。